

富士宮市長
様

消費者問題ネットワークしずおか
代表 色川 卓男

消費者行政の充実に関する要望書

平成 21 年度から様々な施策において、交付金を活用してきたことと思います。しかし、交付金も来年度で終了します。その後は、各自治体の自己財源で消費者行政に取り組まなければなりません。交付金がない状況の中でも、消費者行政を衰退させることなく、消費者行政の推進に取り組んで頂くことを要望いたします。

また、消費者行政をより推進させるには、各地域で消費者行政の現状を把握し、客観的に見直す必要があると考えます。そこで、富士宮市の消費者行政の充実に向けて、以下の点をご参考にしていただけたら幸いです。

1. 相談員数の維持・充実に要望いたします。

平成 22 年度のデータですと、富士宮市の 1 日あたりの相談員数は平成 21 年度より 1 人増え、2 人であると伺っております。常時 2 人の専任相談員を配置していることは、富士宮市の人口を考慮しても、評価できることだと考えます。今後、交付金がなくなってもこのレベルを維持・充実できるよう、ご尽力いただきたく存じます。

2. 消費生活講座の充実に要望いたします。

平成 22 年度の消費生活講座の開催状況を見ますと、富士宮市では消費生活講座を 15 回行っていると伺えます。10 年前の講座開催数は 10 回となっております。特に、10 年前には行われていなかった出前講座の増加が大きな変化として挙げられます。出前講座は、より多くの市民に受講できる機会を与えることができるため、今後も出前講座数の増加を要望いたします。

富士宮市の消費生活講座には、テーマや対象者を変える工夫があり、幅広い層の消費者に向けられた講座内容で、とても優れていると思います。多くの消費者に消費者問題に対する関心を持たせ、また、消費者行政の担い手を育成するためにも、交付金がなくなってもこのような講座を継続して開催していただきたいと考えます。

3. 消費者団体の育成を要望いたします。

富士宮市には消費者団体があると伺っておりますが、さらに次世代の団体の担い手の育成に力を注いでいただきますよう要望いたします。それに向けた具体的施策として、リーダー養成講座の開設や消費者団体向けの会議室あるいは活動場所の提供などをご検討いただきたく存じます。

そもそも行政が消費者団体の育成を担う理由は、消費者基本法にその根拠があります。消費者基本法第 26 条において、消費者団体の自主的な活動の促進が定められております。消費者保護基本法には類似した条文があるように、国の消費者行政体制が確立した当時から、消費者団体の育成は、消費者の自立支援の一つであり、行政の責務であるといえます。これを理解した上で、消費者団体の育成に取り組んでいただけたら幸いです。